

## 資料 1

## 第1回 外来種対策に関する企業向けガイダンス作成検討会 ご意見まとめ

#	指摘対象箇所	意見	第1回検討会後の事務局回答案	反映状況	反映先
1	0.はじめに～入門編	外来種問題は生物多様性損失の主要な要因であり、TNFD対応や社会的コスト・リスクの観点から企業も取り組むべきであることを示す。	「はじめに」で生物多様性損失の主要な要因であることを示し、入門編第2節において、TNFD開示による企業価値向上や社会的コスト・リスクの観点を盛り込む。	反映済	はじめに
2	0.はじめに～入門編	外来種対策をめぐる主な動向として、TNFDの他にSDGsにも触れることで上場非上場企業・中堅企業にアプローチできる可能性がある。	入門編第2節（3）の脚注で紹介。	反映済	入門編 第2節（3）
3	0.はじめに～入門編	「外来種問題の主要な原因は8～9割が企業活動である」等、ざっくりとした推測割合を明示しても良い。	何割かを示すのは難しいが、「はじめに」や入門編第2節（1）において、外来種の持込みのほとんどに企業活動が関わっていることを記載、	反映済	入門編 第2節（1）
4	0.はじめに～入門編	企業の認知が低いため、ガイダンスの平易な説明と事例提示が重要である。	ガイダンス全般で平易な説明にするとともに、出来るだけ事例を提示する。	反映済	全般
5	0.はじめに～入門編	ガイダンス普及のため、企業目線でのリスク整理や事例集作成が不可欠である。企業には②問題が起きた後の対策・現状回復費用③レピュテーションリスク⑤従業員の身体リスクの訴求が効果的。リーガルリスクにも言及。	入門編第2節（2）において、リスクを①～⑤で記載。リーガルリスクは実践編にて外来生物法の規制についてコラムで紹介。	反映済	入門編 第2節（2）
6	0.はじめに～入門編	今後情報開示ルールが厳密化する中で、対策の実施有無は重要である。きちんとした対策ノウハウを持っていることはビジネス機会に繋がる。	入門編第2節（3）に、「外来種対策を自社の環境・事業リスクとして把握し、体系的に管理・実施することは、サプライチェーンの安定化、将来的な規制リスクや対策コストの低減につながり、中長期的な企業価値の向上が期待できる」旨記載。	反映済	入門編 第2節（3）
7	0.はじめに～入門編	サプライチェーン上で他国から物資を輸入しただけのつもりが外来種が混入しており、小売業に売ってしまうというリスクもある。それによる責任も生じる旨を企業に理解いただくことが重要である。	実践編第1節（2）において、小売における業界ごとの外来種関連リスクとして記載。	反映済	実践編非意図的導入
8	0.はじめに～入門編	養殖業界に関連して、管理釣り場での外来種の利用（違法放流）等も検討の余地がある。	実践編第1節（1）において、養殖、釣り業界における業界ごとの外来種関連リスクとして記載。	反映済	実践編意図的導入
9	0.はじめに～入門編	専門的な技術や知見を持った人材の不足や社内外の理解不足が大きな課題である一方、難しいと案じさせないよう入門編ではハードルを低くする必要がある。そのため、例えば外来種による病原菌の拡散など、身の回りに起こる重大なリスクを易しく伝えることも重要である。	入門編第1節（2）において、外来種が引き起こす被害として記載。	反映済	入門編 第1節（2）
10	0.はじめに～入門編	「はじめに」や入門編の中で、生物多様性の保全という文脈の中に外来種問題を位置づけることが重要である。	「はじめに」で生物多様性は企業活動の基盤であること、外来種はその生物多様性損失の主要な要因であることを示す。	反映済	はじめに
11	0.はじめに～入門編	企業に危機感を持たせるため、不作為により加害者になるリスクの明記が必要である。具体的には、自社の敷地で増殖した外来種を放置することによって隣地に損害を与え、損害賠償請求につながるということが考えられる。例えばイギリスでは外来種の雑草であるイタドリを放置して損害賠償請求をされた例がある。	十分な対策を行わなかったことによる企業に及ぼすリスクについて、入門編第2節（2）において④～⑤で記載。イギリスのイタドリの事例は、入門編第2節（2）に、外来植物への対応不足による不動産価値の低下という観点で記載。	反映済	入門編 第2節（2）
12	0.はじめに～入門編	「外来種リストに掲載される見通しが無い種は安全であり、使用して良い」といった短絡的な考え方や、知識不足で誤った対策を行う企業もあるため、入門編で目的意識を醸成するような記載が必要である。	実践編第1節（1）において、外来生物法で規制されていない種であっても、評価が十分になされていないだけで今後侵略的外来種となる可能性があり、しっかり管理したうえで使用する必要があることを記載。	反映済	実践編意図的導入
13	0.はじめに～入門編	現在の外来種リストがブラックリスト方式で作成されていることにより、「リストに載っていないものは使っても良い」という誤解に繋がりがやすい。なるべく企業にはホワイトリスト方式で、「コントロール下に置けるかどうか」によって導入の有無を検討してほしい。	実践編第1節（1）において、外来生物法で規制されていない種であっても、評価が十分になされていないだけで今後侵略的外来種となる可能性があり、しっかり管理したうえで使用する必要があることを記載。	反映済	実践編意図的導入
14	0.はじめに～入門編	入門編では外来種対策に取り組む意義を丁寧に示し、企業が行動につなげやすい内容にすべきである。	「はじめに」及び入門編第2節において企業が取り組むべき理由を説明。	反映済	入門編 第2節（1）
15	0.はじめに～入門編	「外来種問題によるリスクを下げる」という観点だけでなく、自社事業とは関係がなくてもモニタリングを手伝うといったことが求められている旨に触れてほしい。それが実践編と接続して構成されているような入門編になっていることが望ましい。	「はじめに」や入門編第2節（1）において、外来種と直接関係する企業でなくても、企業活動を行っている限り外来種を移動させるリスクを有していることを説明。入門編第1章において、自社事業地のモニタリングなど、外来種に直接かかわらない企業であっても貢献できることを記載。	反映済	入門編 第2節（1）
16	0.はじめに～入門編	企業に危機感を持たせるためには、地域との摩擦を引き起こすリスクの明記が効果的である。例えば太陽光発電事業者など、地域との摩擦を恐れている企業は多い。	入門編第2節（2）において、地域との摩擦に関して言及。	反映済	入門編 第2節（2）

17	0.はじめに～入門編	意図的／非意図的導入の用語が分かりにくいいため、企業に伝える解説方法が必要である。特に、善意で外来種を導入してしまうケースがどちらに当たるのか伝わりづらい。	意図した持ち込み、意図しない持ち込みに表現を変更。	反映済	全般
18	1.背景・位置づけ	ガイドンスの普及方法については検討するか。普及の際は経団連等との連携が重要である。	企業への普及啓発については検討中。詳細は来年度以降の検討会での論点とする。	来年度検討	来年度検討
19	1.背景・位置づけ	国内在来種が海外へ移出して外来種になるという問題よりも、海外から国内へ導入される方の問題に力点を置いているのか。	国内への移入リスクが中心だが、国外への外来種の持ち出しリスクについても記載。	反映済	実践編非意図的導入
20	1.背景・位置づけ	国内での外来種の移動についてはそれほど重点を置かないというイメージで合っているか。その場合、企業だけではなく、旅行者をはじめとする個人向けの注意喚起も重要である。	実践編第1節（2）において、国内での外来種拡散リスクについても記載。	反映済	実践編非意図的導入
21	1.背景・位置づけ	外来種との接点（直接的か、間接的か）によって、ある程度、どのような企業向けの対策かを分類すべきである。自社は関係ないと思ってしまう企業であっても、例えばモニタリングにご協力いただくなど、貢献の仕方があることも分かるようになるとう良い。	「はじめに」や入門編第2節（1）において、外来種と直接関係する企業でなくても、企業活動を行っている限り外来種を移動させるリスクを有していることを説明。	反映済	入門編 第2節（1）
22	1.背景・位置づけ	国内外来種に関する対策の法的根拠がないので、将来的には議論が必要である。しかし、現状では現時点の法的枠組みの中で議論していただきたい。	外来生物法で規制されている種を中心に記載していく。	反映済	全般
23	1.背景・位置づけ	輸出に関しては国際的な規制の枠組みはない状況ではあるが、自動車輸出の事例のように損害賠償で数億円規模の損失を計上するリスクがあるため、輸出時の外来種対策を行ってほしいという文脈で訴求することができる。	実践編第1章（2）において、日本から海外に外来種を持ち出すリスクについても示す。	反映済	実践編非意図的導入
24	1.背景・位置づけ	勉強会や講習会という形でレクチャーを行ったり、YouTubeで動画を流すなど、きめ細やかな普及啓発が重要である。	普及啓発方法については来年度に検討する。	来年度検討	来年度検討
25	1.背景・位置づけ	国際トレンドを見ても、外来種対策は水際的な検疫対策に集中している状況である。そうした中で、企業を巻き込んだこのような取組みは先進的であるという位置づけを明確にすることが重要である。	入門編第2節（3）において、企業による外来種対策の実施とその開示は先進的であり、国際市場での評価につながり得ることを記載。	反映済	入門編 第2節（3）
26	1.背景・位置づけ	知識不足による誤った善意（セイウツバチの利用等）が将来的なリスクを引き起こすことについて注意喚起が必要である。	実践編第1節（1）において、外来生物法で規制されていない種であっても、評価が十分になされていないだけで今後侵略的外来種となる可能性があり、しっかり管理したうえで使用する必要があることを記載。	反映済	実践編意図的導入
27	1.背景・位置づけ	検討対象となる範囲（対象種）を教えてほしい。	外来生物法で規制されている種を中心に記載していく。	反映済	全般
28	1.背景・位置づけ	当ガイドンスは、認知度向上・問題の本質理解を促進する教科書的作用か、行動してもらうための実務ガイド的な役割のうち、どちらを想定しているか。自身の考えでは、後者に力点を置くことで、例えばTNFD開示の際に「このガイドンスに従って対策をしている」旨を宣言できるような内容し、企業のインセンティブとして機能させることが望ましい。	入門編（認知度向上・問題の本質理解を促進する教科書的作用）と実践編（行動してもらうための実務ガイド的な役割）の二段階構成とする。	反映済	全般
29	1.背景・位置づけ	外来種との関わりやすさ（直接、間接）による読者の企業分類とそれに応じた訴求方法の検討が必要である。	「はじめに」や入門編第2節（1）において、外来種と直接関係する企業でなくても、企業活動を行っている限り外来種を移動させるリスクを有していることを説明。	反映済	入門編 第2節（1）
30	1.背景・位置づけ	経営層に関心を持ってもらうため、投資家の目線変化を伝えることが有効である。	投資家からの視点について情報収集し、記載。	来年度検討	来年度検討
31	1.背景・位置づけ	TNFD指標やIUCNなど、国際的な枠組みやトレンドとの接続が必要である。	入門編第2節（3）において、国際目標や開示枠組みについて記載。	反映済	入門編 第2節（3）
32	1.背景・位置づけ	ネイチャーポジティブ経済移行戦略と関連付けて当ガイドンスの位置づけを示すと良い。	ネイチャーポジティブ経済移行戦略の記載について、環境省内の担当部署とも調整の上、記載を検討する。	来年度検討	来年度検討
33	1.背景・位置づけ	業種別の取組紹介が企業の意識醸成に有効であり、事例の収集・掲載を望む。	来年度に情報収集し、記載。	来年度検討	来年度検討
34	1.背景・位置づけ	評価に使用できる指標やツールを示すことが企業実務に役立つ。	来年度、先進的な企業が使用している指標やツールに関して情報収集し、記載。	来年度検討	来年度検討
35	1.背景・位置づけ	ガイドンス普及にあたっては、関連団体との連携による波及を図ることが重要である。	普及啓発の方法については、来年度の検討会での論点とする。	来年度検討	来年度検討
36	2.実践編	「製品等に外来種が付着・混入するリスク」の他に、「人の衣服や靴に付着して混入するリスク」も考えられる。	実践編第1節（2）において、観光業へのメッセージとして、ニューギニアヤリガタリクズムシが人の靴に付着して混入する事例を紹介する。	反映済	実践編非意図的導入

37	2.実践編	企業が何をどこまでやるべきなのか、今後明確に記載する必要がある。先行事例集・インシデント集は大変効果的。	来年度に、先行事例・インシデント例を収集し、記載。	来年度検討	来年度検討
38	2.実践編	食品衛生のHACCPのように、外来種対策のプロセスの雛形があるとわかりやすい。	実践編第3節において、PDCAやLEAPアプローチに沿って説明。	反映済	実践編開示
39	2.実践編	梱包材・コンテナ・物流過程での非意図的導入や輸送によるリスクや、そういったリスクへの対策を講じている輸送業者を選択する必要性について明記すべきである。	実践編第1節（2）のサプライチェーン図においてコンテナ等への外来種の混入リスクを明示し、その対策に関しても記載。	反映済	実践編非意図的導入
40	2.実践編	企業が情報開示に活用できる、日本独自の実効性ある外来種指標が不足しているため、整理の必要があると考えている。環境省としてそのような取組みの予定はあるか。	TNFDの仮指標をベースに、先進的な情報開示事例を紹介し、活用を促進する。来年度に、情報発信に関する事例を収集し、記載。	来年度検討	実践編開示
41	2.実践編	ここで取り上げる企業の情報開示とは、例えば自社工場の外来種除去をPRするといった昔ながらの企業メッセ的なものが該当するのか、それともTNFDに則した形で評価するところまで求めるのか。	企業HP等による発信とTNFD等にとつた開示の両方について、来年度に先進事例を収集し、記載。	来年度検討	実践編開示
42	2.実践編	現時点では、外来種指標開示も含めたTNFDの報告をする企業は少ないので、「今やればトレンドに乗れる」といった訴求する方法も有効と思われる。	入門編第2節（3）において、企業による外来種対策の実施とその開示は先進的であり、国際市場での評価につながり得ることを記載。	反映済	入門編 第2節（3）
43	2.実践編	国内移動も大きなリスクであることを示した方が良い。	実践編第1節（2）において、国内での外来種拡散リスクについても記載する。	反映済	実践編非意図的導入
44	2.実践編	国際貨物は海上輸送が圧倒的に多いため、航空業界より、港湾や船舶による外来種侵入リスクの方が大きいと考えられる。	実践編第1節（2）において、海上輸送に係る輸入コンテナへの外来種の混入について記載。サプライチェーン図には海外からの輸送のみならず、国内間の海上輸送におけるリスクを明記。	反映済	実践編非意図的導入
45	2.実践編	一般国民が旅行先の種子や作物を持ち込むといった事例も見られるため、一般国民向けの啓発も必要と考える。	並行して国民向け普及啓発に関しても検討。	反映済	全般
46	2.実践編	規制対象外の種も含め、畜産・牧草利用等で意図的に導入されている外来種に対するリスク評価が重要である。「それらの種を使うことがどのようなリスクにつながるのか」を評価しているかどうか、という観点を含めてほしい。	リスク評価を行うことは重要であるが、環境省のガイドンとして、外来生物法の規制対象外の種に対してどこまで対応を求められるのかについては要検討。実践編第1節（1）において、規制対象外の種については、評価が十分になされていないだけで今後侵略的外来種となる可能性があり、しっかり管理したうえで使用する必要がある旨を記載。	来年度検討	実践編意図的導入
47	2.実践編	「地域固有の在来種への転換」という対策は、畜産業界では使えない。どちらかといえば外来牧草を適切に使用・管理し、自給飼料として与えることが一番の対策になる。	実践編第1節（1）において、畜産を含む意図的に外来種を持ち込む業界においては、管理下での使用を徹底することを明記した上、飼料生産においては自給飼料を使用することが効果的であることを記載。	反映済	実践編意図的導入
48	2.実践編	提示されたサプライチェーンが製造業のみを意図しているように思われるので、異なるパターンも示すと良い。例えば、飼料生産のために導入された外来種が拡散されるプロセスは製造業とは大きく異なり、国内工場等から畜産農家に配られたものが定着・繁茂して生態系に広がってしまうというものである。	実践編第1節（1）において、飼料生産に係るサプライチェーン図を示す。	反映済	実践編意図的導入
49	2.実践編	必要な外来種対策は侵入段階に応じて変わるため、種別ガイドンには異なる侵入段階のものを掲載すると良い。	実践編第1節（2）において、異なる侵入段階の外来種を例示。	反映済	実践編非意図的導入
50	2.実践編	ナルトサワギクの拡散は道路工事が原因と疑われているため、道路関係者はそこを意識して研究されている。そのような例も知られると良い。	実践編第1節（2）において、ナルトサワギクを含む、工事を原因とする外来種の移動に関して記載。	反映済	実践編非意図的導入
51	2.実践編	酪農等で飼料として使用している外来種を国産に変更する「自給飼料生産」の推進を対策に含めてほしい。	実践編第1節（1）において、飼料生産においては自給飼料を使用することが効果的であることを記載。	反映済	実践編意図的導入
52	2.実践編	業界団体を作って取り組んでいる事例もあるのではないかと。そういった業界としての取組を紹介することで、例えばその業界の関係者が「自社は遅れている」といった認識を持つことができ、動機づけになると考える。	来年度に、企業による外来種対策に関する先進事例を収集し、記載。	来年度検討	来年度検討
53	2.実践編	24ページ目の表には「例」と記載があるが、これには現在輸入できない生物種も含まれているため、今までに被害があった例（過去事例も含む）であることが分かるよう表記を工夫した方がよい。	実践編第1節（1）において、これまで被害のあった例であることが分かるよう変更。	反映済	実践編意図的導入
54	2.実践編	在来種外来種問わず、人為的に移動・使用する生物についてどこまでリスク管理できるかどうか肝要である。	実践編第1節（1）において、規制対象外の種については、評価が十分になされていないだけで今後侵略的外来種となる可能性があり、しっかり管理したうえで使用する必要がある旨を記載。	反映済	実践編意図的導入
55	2.実践編	日本は島嶼国家であるため、船舶による非意図的導入及び国内の港湾間の移動をどう防ぐかが重要である。そのため、サプライチェーンの図にも「海に囲まれた島」のイメージを取り入れると良い。船舶にはネズミ等の生物も住み着いているので、航空貨物と違って厳正な対処が難しいという課題もある。エキノコックスやつつが虫病といった感染症の拡大も、船舶に住むネズミによる媒介が原因となった可能性が高いケースがある。	実践編第1節（2）のサプライチェーン図において、外国から海を越えて島国である日本に外来種が侵入するイメージで修正。感染症リスクについては入門編第1節（2）に記載。	反映済	実践編非意図的導入
56	2.実践編	非意図的導入に関しては、企業活動との関連性が強い種（ナガエツルノゲイトウ、ツマアカスズメバチ等）を記載すべきである。	実践編第1節（2）において、国内の物資・土砂の移動によって移動される例としてナガエツルノゲイトウを記載。	反映済	実践編非意図的導入

57	2.実践編	商社がカーボンクレジットのための植樹に外来種を用いる、企業サステナ担当者がペットショップで購入したメダカを近所の川に放流する等、企業のサステナビリティ施策が逆に外来種導入になる例があるため、そうした事例を発信することによる注意喚起が必要である。	実践編第1節（1）において、自然共生サイト作り等のための緑化等において外来種が使用されるリスクについて記載。	反映済	実践編意図的導入
58	2.実践編	企業はサステナビリティを目指すためのアクションとして、誤った対応をとることがある。例えばオーストラリア産の木をフィリピンに大量に植樹する、ペットショップで購入したメダカを放流する、セイヨウミツバチを都心に養蜂するといったケースがある。	実践編第1節（1）において、自然共生サイト作り等のための植樹等において外来種が使用されるリスクについて記載。	反映済	実践編意図的導入
59	2.実践編	外来種を直接扱わない企業も評価・開示に参加できる仕組みを整えるべきである。外来種問題は責任の所在が難しく、自分には関係ないとなりがちであるため、使う責任について言及したい。	「はじめに」や入門編第2節（1）において、外来種と直接関係する企業だけでなく企業でも、企業活動を行っている限り外来種を移動させるリスクを有していることを説明。	反映済	入門編 第2節（1）